

曾於北部 土地改良区だより

(令和5年10月発行)

第13号



マイクロスプリンクラーによる小菊への散水（蔵留正己氏ハウスにて）

もくじ

理事長あいさつ・通常総代会・・・・・・・・P 1
表彰・新総代と新役員紹介・・・・・・・・P 2
地区・組合員・決算・財産・・・・・・・・P 3

予算・賦課金について・・・・・・・・P 4
組合員のみなさんへ・・・・・・・・P 4～P 6
事業の進捗状況と地区の完了年度・・・・・・P 7



発行：曾於北部土地改良区

〒899-4192

鹿児島県曾於市財部町南保11275番地

（曾於市役所財部支所内2階）

TEL & FAX 0986-72-0455

緊急時 080-4278-0455

080-4280-0455



※財部支所2階

組合員の皆様へ 理事長 高井田 繁

組合員の皆様方には、平素から曾於北部土地改良区の運営並びに事業推進等にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

始めに、農業農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や担い手不足による農地の荒廃、近年頻発する大規模災害に加えロシアによるウクライナ侵攻などの影響による原油価格、電気料や肥料など生産資材の高騰など農業の経営に大きな影響を与え、厳しい状況にあります。しかしながら食料の安全保障の確保が急務とされる中で、国内の農業への期待は増しております。将来にわたり生産性の高い営農の根幹となる水を必要な場所へ必要な時期に届けること、このために当土地改良区としましては、施設の機能を維持し安定的に農業用水を供給する役割の重要性を改めて感じております。

そのような中、去る3月17日に新総代による第13回通常総代会を、約3年ぶりに対面にて開催することができました。また、この総代会におきまして新たな役員5名を含む理事12名、監事3名が選任され、その後の理事会における互選の結果、引続き理事長に就任いたしました。これまでと同様に土地改良区の健全な運営並びに事業推進に全力を傾注する所存でございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、曾於北部地区附帯県営事業の令和4年度末時点での進捗率は、事業費ベースで66.5%となっており通水可能面積は全体の41%に相当する820haまで拡大しており、すでに完了を迎えた地区もあります。完了した地区は、末端散水施設等の導入への補助金がなくなり全額自己負担となります。散水施設導入を考えている方は、早急に当土地改良区へ相談していただき、県営補助事業の実施期間内に申込をされて、大きな負担なく畑かんの水を有効利用して頂きますようお願いいたします。

最後になりますが、今後も早期の全面通水を目指し、組合員の皆様のご期待に添える所存でありますので、土地改良区の事業運営により一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

第13回通常総代会を開催

令和5年3月17日（金）午前9時30分より曾於市末吉中央公民館において、第13回通常総代会を約3年ぶりに対面での開催となりました。

議長に第2区の寺蘭淳也総代を選出して議事に入り、提出した報告第1号から議案第13号まで審議され、全て原案のとおり承認・議決されました。

報告第1号 令和4年度収支補正予算の専決処分について

報告第2号 令和4年度収支補正予算の専決処分について

議案第1号 令和3年度事業報告の承認について

議案第2号 令和3年度収支決算の承認について

議案第3号 令和3年度財産目録の承認について

議案第4号 令和4年度収支補正予算（案）の議決について

議案第5号 令和5年度事業計画（案）の議決について

議案第6号 令和5年度賦課金の額、賦課徴収方法及びその時期の議決について

議案第7号 令和5年度役員報酬及び費用弁償の議決について

議案第8号 令和5年度一時借入金の最高限度額の議決について

議案第9号 令和5年度余裕金預入先金融機関の議決について

議案第10号 令和5年度日本政策金融公庫の借入額及び償還方法の議決について

議案第11号 令和5年度加入金の額の議決について

議案第12号 令和5年度収支予算（案）の議決について

議案第13号 役員選任の議決について



役員・総代表彰

この度の総代選挙並びに役員選任に伴い18名の皆様が退任されました。任期中は当土地改良区の運営及び事業推進にご尽力頂き、誠にありがとうございました。

なお、8年以上の間務められた方々につきましては、本土地改良区の表彰規程に基づき表彰状及び記念品を贈呈いたしました。

(敬称略)

表彰者	役員	西 聡一郎 (財部町 12 年)	坂野 トメ (大隅町 12 年)
		小園 宗治 (財部町 12 年)	林 勝義 (大隅町 12 年)
総代		鶴元 満雄 (財部町 12 年)	山元 光浩 (末吉町 12 年)
		上野 博利 (財部町 12 年)	下岡 万亀子 (末吉町 12 年)
		鳥丸 安人 (財部町 12 年)	岩永 庄八 (大隅町 12 年)
		春田 政明 (財部町 12 年)	稲留 正文 (末吉町 8 年)
		切通 光昭 (財部町 12 年)	田中 正美 (財部町 8 年)
		渡邊 初雄 (財部町 12 年)	



曾於北部土地改良区の新総代と新役員の紹介

曾於北部土地改良区の総代選挙が令和5年2月12日に執行され、45名の新総代が無投票で当選されました。また、第13回通常総代会において、総代による投票にて新役員が選任されました。

曾於北部土地改良区新総代

選挙区域	氏 名		
財部町 (18人)	岩井 利 政	本 村 雄 太	中 山 博
	鳥丸 義 人	柳 田 敏 美	橋 口 利 隆
	福岡 義 信	上 野 政 弘	黒 木 光 国
	延時 暁 寿	飯 野 幸 博	川 畑 勝 美
	永吉 博 美	西久保雄一	東 田 佳 久
	立 元 忍	福 迫 一 美	豊 田 貴 幸
	木 之 下 亮	末 永 美 文	濱 田 隆 一
末吉町 (19人)	下岡 俊 秋	増 田 光 英	小 島 文 哉
	蔵 留 正 己	福 元 修 一	中 原 和 秋
	富 田 次 雄	寺 藺 淳 也	牧 原 忠 司
	村 山 晃 一	三 嶋 裕 一	重 住 博
	岩 切 豪	持 留 悠 貴	—
	米 倉 明 彦	橋 口 次 男	—
	八 木 昭 人	平 峯 保	坂 口 繁
大隅町 (8人)	八 木 勉	小 濱 光	豊 永 峯 雄
	小 濱 健 一	大 保 圭 市	—

任期：4年（令和5年3月6日から令和9年3月5日まで）

曾於北部土地改良区新役員

役	氏 名	被選任区域
理事長	高井田 繁	末吉町
副理事長	廣山 栄作	末吉町
副理事長	吉満 忠吉	財部町
会計係担当理事	谷元 清己	員 外
庶務係担当理事	西村 一己	財部町
工事係担当理事	有村 龍美	大隅町
理 事	白坂 幸一	末吉町
	長野 千治	末吉町
	山ノ内 ひさえ	財部町
	岩永 庄八	大隅町
	上野 博利	財部町
	迫 将嗣	末吉町
総括監事	松永安雄	員 内
監 事	上岡 慶男	員 外
	八木 秀久	員 内

任期：4年（令和5年4月1日から令和9年3月31日まで）

新総代による総代会



新理事による理事会



新監事による監事会



令和4年度 地区・組合員の状況 (理事会承認・公表済み分)

地区	年度	前年度末地積 (ha)	当年度末地積 (ha)	比較増減 (ha)	当年度賦課地積 (ha)
	令和4年度	1,991.0	1,988.1	△2.9 (地区除外, 公共事業用地等)	133.0

組合員	選挙区別	財部町 (第1区)	末吉町 (第2区)	大隅町 (第3区)	合計
	令和3年度末	1,184名	1,161名	535名	2,880名
	令和4年度末 (比較)	1,165名 (△19)	1,135名 (△26)	528名 (△7)	2,828名 (△52)

令和4年度 財産・賦課金等状況・収支決算 (理事会承認・公表済み分)

1. 財産目録 (令和5年3月31日現在)

資産の部			負債の部		
科目	金額 (円)	附記	科目	金額 (円)	附記
1. 流動資産	24,691,975	現金・預金・発電事業等	1. 流動負債	15,825,467	未払金等
2. 固定資産	100,252,407	施設・積立金等	2. 固定負債	50,721,934	農業基盤整備資金等
3. 繰延資産	0		計	66,547,401	
計	124,944,382		差引	58,396,981	正味財産

2. 農業基盤整備資金 (借入先: 日本政策金融公庫 借入金: 平成25年度から令和4年度まで) (単位: 円)

借入総額	償還済額	R4年度償還元金	R4年度償還利息	R4年度償還合計額	未償還額
67,933,000	19,165,974	6,071,052	163,016	6,234,068	42,695,974

3. 賦課金 (納入・滞納状況)

賦課金種目	調定額 (円)	徴収済額 (円)	未収額 (円)	徴収率
運営賦課金	7,702,470	7,702,470	0	100%
特別賦課金 (県営)	1,843,000	1,843,000	0	100%
特別賦課金 (公庫)	6,233,682	6,233,682	0	100%

令和4年度の
執行状況です。



4. 一般会計収支決算

収入の部		支出の部	
科目	決算額 (円)	科目	決算額 (円)
1. 土地改良事業収入	15,779,152	1. 土地改良事業費	41,119,557
2. 附帯事業収入	14,085	3. 一般管理費支出	4,165,369
3. 特定資産運用収入	603	4. 土地改良事業負担金支出	8,141,000
4. 補助金等収入	42,517,000	5. 借入金返済支出	6,071,052
7. 業務受託料収入	606,000	6. 支払利息	163,016
8. 雑収入	487,416	7. 固定資産取得支出	207,900
9. 借入金収入	6,298,000	9. 特定資産積立支出	9,404,170
10. 特定資産取崩収入	753,300	10. 雑支出	0
11. 固定資産売却収入	0	14. 繰越金 (R5年度へ)	6,556,718
14. 他会計繰入金	5,514,000	15. 予備費	0
15. 繰越金	3,859,226		
収入合計	75,828,782	支出合計	75,828,782

5. 特別会計収支決算 (太陽光発電事業)

収入の部		支出の部	
科目	決算額 (円)	科目	決算額 (円)
1. 発電事業収入	14,685,141	1. 土地改良事業費支出	4,859,015
2. 特定資産運用収入	72	2. 発電事業費	1,168,264
5. 雑収入	66	3. 一般管理費	405,513
7. 特定資産取崩収入	0	6. 特定資産積立支出	4,435,000
12. 繰越金	5,513,187	8. 国庫納付金支出	0
		11. 他会計繰出額	5,514,000
		12. 繰越金 (R5年度へ)	3,816,674
		13. 予備費	0
収入合計	20,198,466	支出合計	20,198,466

注※ R4会計年度より、新会計基準による複式簿記会計に移行しています。

新会計基準では支出科目に繰越金を設けている為、差引残高は0円となります。

令和5年度 収支予算

1. 一般会計収支予算

収入の部		支出の部	
科 目	予 算 額 (円)	科 目	予 算 額 (円)
1. 土地改良事業収入	35,287,000	1. 土地改良事業費支出	45,436,000
2. 附帯事業収入	18,000	3. 一般管理費支出	15,823,000
3. 特定資産運用収入	1,000	4. 土地改良事業負担金支出	36,000,000
4. 補助金等収入	40,528,000	5. 借入金返済支出	8,799,000
7. 業務受託料収入	806,000	6. 支払利息	352,000
8. 雑収入	994,000	9. 特定資産積立支出	4,837,000
9. 借入金収入	18,000,000	10. 雑支出	1,000
10. 特定資産取崩収入	10,445,000	14. 繰越金	1,000
11. 固定資産売却収入	3,000	15. 予備費	401,000
14. 他会計繰入金	3,367,000		
15. 繰越金	2,201,000		
収入合計	111,650,000	支出合計	111,650,000

2. 特別会計収支予算（太陽光発電事業）

収入の部		支出の部	
科 目	予 算 額 (円)	科 目	予 算 額 (円)
1. 発電事業収入	13,250,000	1. 土地改良事業費支出	5,130,000
2. 特定資産運用収入	1,000	2. 発電事業費	1,773,000
5. 雑収入	2,000	3. 一般管理費	566,000
7. 特定資産取崩収入	5,000	6. 特定資産積立支出	4,437,000
12. 繰越金	3,367,000	8. 国庫納付金支出	1,000
		11. 他会計繰出額	3,367,000
		12. 繰越金	1,051,000
		13. 予備費	300,000
収入合計	16,625,000	支出合計	16,625,000



令和5年度
の予算です。

水利用・賦課金額・徴収時期・支払について

水利用



水利用をしたい方は、使用前に必ず『畑地かんがい給水開始申込書』を曾於北部土地改良区に提出してください。提出後に、賦課金決定通知書と開栓用ハンドルをお渡しします。また、申請された畑には『水利使用許可標』を設置しています。

※無断での水利用や申込をしていない他の畑に水を持ち出すことは、組合員の方でも盗水となり当該年度分の賦課金を請求します。

科目	賦 課 基 準	
	種 別	10a当り
運営賦課金	茶畑	12,000円
	新植5年以内	3,600円
	点滴チューブ	4,000円
	ハウス	6,000円
	育苗ハウス	3,600円
	普通畑	3,600円

科 目	区 分				備 考
	運営賦課金 (前期)	運営賦課金 (後期)	特別賦課金 (分割)	特別賦課金 (一括)	
賦課基準日	4月1日	—	—	—	運営賦課金 (後期)は 前期の納入 以降に水利 用申込のあ った場合。
賦課期日	9月30日	2月28日	—	—	
納入期限	11月30日	3月20日	11月30日	工事施工年度3月20日	
口座振替	11月1日	3月10日	11月1日	工事施工年度3月10日	

※口座振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。

※振込手数料の負担が無い口座振替の登録をおすすめします。(登録に約60日程かかります。)

畑かん地区内の農地に移動や組合員（耕作者）に変更があったときには届出が必要です

- ◆ 土地の所有権（売買・相続等）・耕作者の変更等
- ◆ 組合員資格の変更（組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等）
- ◆ 住所の変更
- ◆ 畑かん受益地への編入、除外



提出書類
組合員資格
得喪通知書

※用紙は土地改良区
にあります。

※このような時には、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。法務局・曾於市・農業委員会の届出だけでは、曾於北部土地改良区の台帳は変更されません。また、畑かん受益地への編入には、初年度のみ1回だけ10aあたり1,000円の加入金が必要となります。

散水器具の設置について

畑かん散水器具が約 2 割の負担で設置できます！

- ※① 県営事業実施期間中であれば、約 2 割の自己負担で散水器具を設置することができます。
 ※② 県営事業が完了した地区は補助がなくなり、全額自己負担での設置になります。
 ※③ 施設の工事には設計から工事完了まで約 2 年ほどかかるため、早めの申込をお願いします。

主な散水器具の紹介

※自己負担金は概ねの金額です。設備の仕様や材料、畑の形により変動することがあります。

噴射ホース



3 反当たり **48 万円**

- ・移動は軽量で設置も容易。播種、定植前の基礎水や丈の低い作物の初期散水に良。
- 30 a 畑 自己負担は概ね 4 8 万円

レインガン



3 反当たり **42 万円**

- ・畑の形状に合わせて設置でき、播種直後に設置し収穫直前に撤去する。
- 30 a 畑（標準 4 基）設置
自己負担は概ね 4 2 万円

茶用スプリンクラー



3 反当たり **96 万円**

- ・かん水、防霜、防除、降灰除去など多様に活用できる。
- 30 a 畑 自己負担は概ね 9 6 万円

スプリンクラー固定式



3 反当たり **45 万円**

- ・器具の設置回収の手間がなく開栓するだけで良い。（移動式も有）
- 30 a 畑（標準 4 基）設置
自己負担は概ね 4 5 万円

ロールカー



1 台 **40 万円**

- ・複数の畑に散水できる。30 a の畑を 6～8 時間で自動散水。
- 1 台 自己負担は概ね 4 0 万円
※導入条件（60 a 以上の水利用面積が必要）

スマートレイン



1 台 **100 万円**

- ・複数の畑に散水できる。
- 30 a の畑を 2～3 時間で自動散水。
1 台 自己負担は概ね 100 万円
※導入条件（2 ha 以上の水利用面積が必要）

※畑かん用貸出散水器具もあります!! 使ったことが無い方も、一度体験してみてもどうでしょうか!!

今年度も散水器具無料貸出中!!



噴射ホース

※貸出用散水器具は数に限りがあります。
利用されたい方はお早めに!!

レインガン

移動式スプリンクラー

ロールカー

詳細については、曾於北部土地改良区に相談下さい!



簡易散水器具の紹介 ※補助事業対象外



取り外せます

洗浄ホース



手元で開閉
できます

水道用蛇口

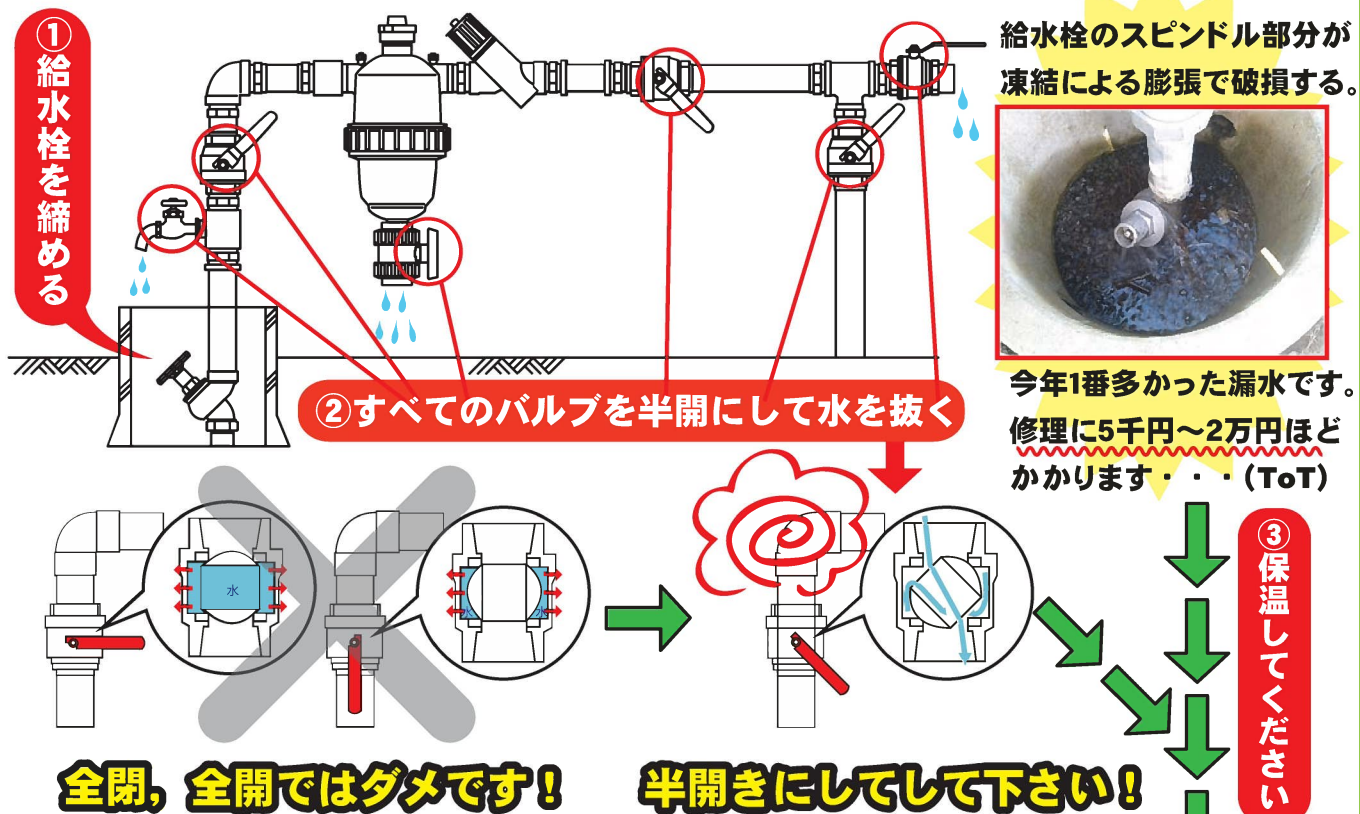


選択できます



凍結による畑かん施設の破損に注意してください

ボールバルブは、全開や全閉ではバルブ内に残った水が凍結による膨張によって破損してしまいます。使用後は必ず水抜きをした後に、ハンドルを半開きにしてください。



装置付きの給水栓は特に保温してください。



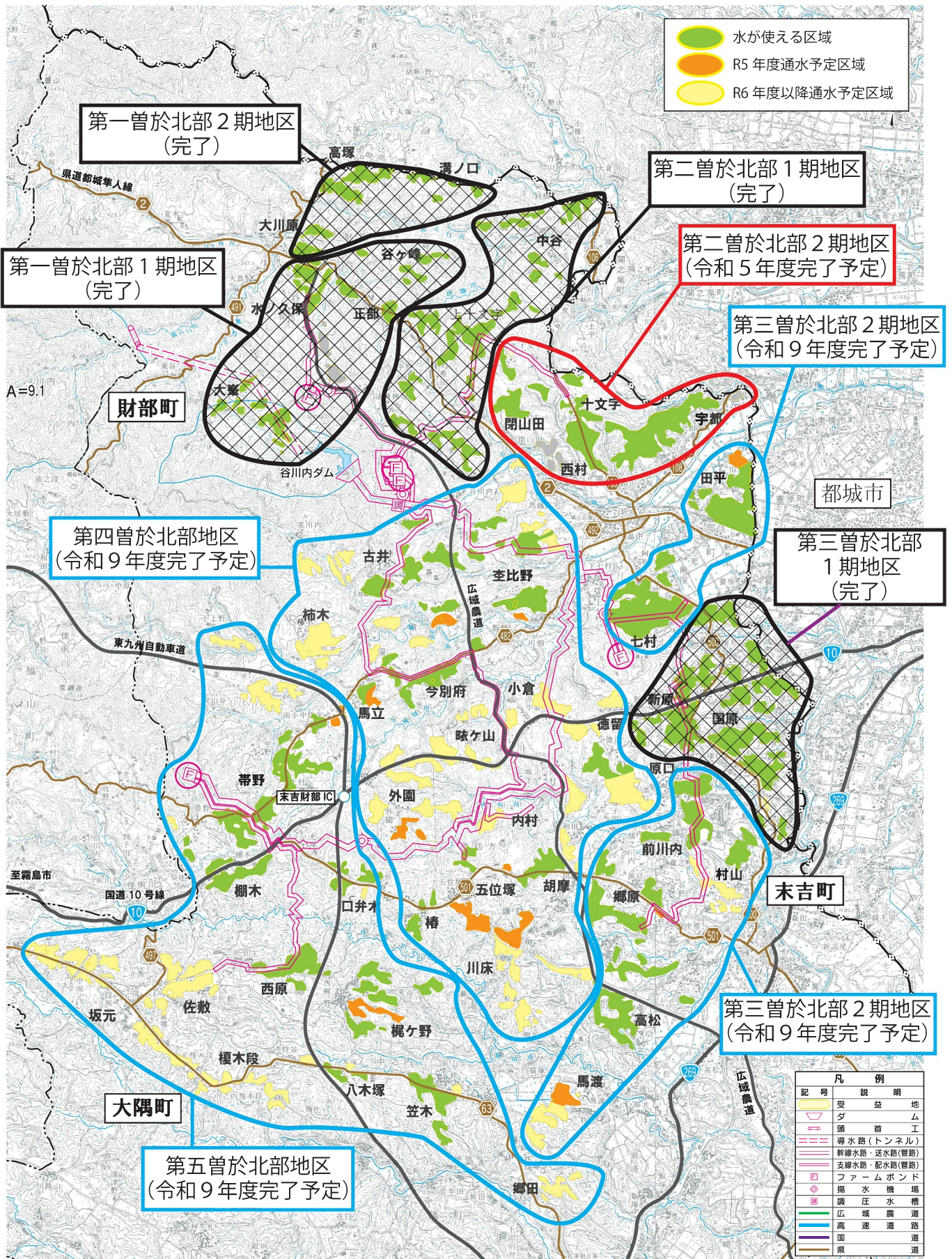
※道路や畑で漏水を見かけたり、農機具等による突発的漏水事故が発生したときは、直ちに土地改良区へ連絡をお願いします。TEL:0986-72-0455

谷川内ダムを見学しませんか

曾於北部土地改良区では、谷川内ダム等の見学を受付けています。畑かん事業を身近に感じて頂くために、ダム本体だけでなく普段見ることのないダム操作室やダムの提体監査廊（地下トンネル）、ファームポンドなどがご覧頂けます。ご希望される方は、曾於北部土地改良区までお問合せください。本年6月23日には、財部小学校4年生約40名の児童が見学され、農業や畑かん事業について質問し、将来農業をしたいと話す児童も数名いて、私達も元気づけられました。



畑地かんがい事業の進捗状況と地区の完了年度



の地区については県営補助事業の対象地区から除外となります。